

事務連絡

平成24年2月21日

各都道府県民生主管部（局）介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

長寿社会対策課
24.2.22

受取

改正法施行に伴う特別養護老人ホームにおける喀痰吸引等の取扱いについて

本年4月1日より、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴い、喀痰吸引等を実施する特別養護老人ホーム等は、登録事業者として都道府県知事の登録を受けることが必要となります。

登録事業者としての登録基準としては、安全確保のための施設内委員会の設置、ヒヤリハット事例報告体制の整備などが定められていますが、こうした体制整備への対応は依然不十分である可能性も否定できません（下記【参考】参照）。

については、各都道府県におかれては、喀痰吸引等を実施する特別養護老人ホームは、下記1の登録基準を満たした上で登録を受ける必要があること（すなわち、下記1の登録基準を満たさない場合は、登録を受けることができない旨）につき、改めて、各施設に対し御指導いただくとともに、管内各関係団体、関係施設に対し、下記2の喀痰吸引等を行う介護職員の条件及び下記3の関係法令の再度の周知方をお願いいたします。

記

1 主な登録基準

- 1) 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）
- 2) 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと
- 3) 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること 等

2 喀痰吸引等を行う介護職員の条件

特別養護老人ホームにおいて口腔内の喀痰吸引等を実施する介護職員（上記法の施行の際に現に研修中の者であって法施行後に研修を終えた者を含む。）が引き続き法に基づき口腔内の喀痰吸引等を行う場合については、改正法附則の経過措置に規定する都道府県知事による認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要があること。

3 関係法令

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年10月3日厚生労働省令第126号）
- 2) 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）
- 3) 喀痰吸引等業務の施行に係るQ&Aについて
 - 1) から3) は <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyuuin.html> に掲載。
- 4) 周知用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyuuin/pdf/sanko_03.pdf

【参考】「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いに関する調査」（平成23年度老人保健健康増進等事業 三菱総合研究所）（詳細については、別紙参照）

口腔内のたんの吸引等を施設内研修を実施した上で実施している1,119施設のうち、安全確保のための施設内委員会を設置している施設は全体の約65.4%、ヒヤリハット事例報告体制の整備をしている施設は全体の約66.4%。

「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いに関する調査」概要
 (平成 23 年度老人保健健康増進等事業 三菱総合研究所)

1 調査方法等

- 1) 調査時期 平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月
- 2) 調査対象 全国の特別養護老人ホーム 6,015 か所（岩手県、宮城県、福島県は除く）
- 3) 調査方法 口腔内のたんの吸引等の実施状況について郵送による質問紙調査
- 4) 回収数等 有効回収数（施設長票） 2,866(有効回収率 47.6%)

2 主な調査結果（回答は平成 23 年 12 月 1 日時点の状況。速報値につき今後変動があり得る）

1) 口腔内のたんの吸引等の実施状況

口腔内のたんの吸引等^注を、施設内研修を実施した上で実施している施設は 1,119 施設（A 群）、施設内研修を既に実施し、今後、口腔内のたんの吸引等を実施予定と回答した施設が 253 施設であった（B 群）。また、口腔内のたんの吸引等について、施設内研修を実施中又は研修実施予定（H23 年度中）（C 群）と回答した施設のうち、口腔内のたんの吸引を実施している、と回答した施設が 458 施設であった。（注：口腔内のたんの吸引又は胃ろうによる経管栄養のいずれか又は両方。）

表 口腔内のたんの吸引の実施状況

	施設数	たうしんのくのいは吸ず双引れ方かかを胃、実ろも施	実／る施今予し後定て、でい実あるな施るいす	実／は施実なし施いてするな予い定	無回答
合計	2,866 100.0%	1,644 57.4%	939 32.8%	174 6.1%	109 3.8%
A:吸引等実施済み(研修実施済み)	1,119 100.0%	1,119 100.0%	-	-	-
B:吸引等未実施(研修実施済み)	253 100.0%	-	253 100.0%	-	-
C:研修中または研修実施予定(H23年度中)	1,045 100.0%	458 43.8%	587 56.2%	-	-
D:吸引等実施予定無し	174 100.0%	-	-	174 100.0%	-
E:その他	275 100.0%	67 24.4%	99 36.0%	-	109 39.6%

2) 施設の体制整備

○口腔内のたんの吸引等の安全対策に関する委員会の設置の有無

「あり」65.4%、「なし」33.9%（数値は、施設内研修を実施した上で口腔内のたんの吸引等を実施している A 群のもの。無回答の割合は省略。以下同じ。）

○口腔内のたんの吸引等を必要としている利用者について

- ・職員間のカンファレンス等による情報共有の有無 「あり」76.7%、「なし」17.1%
- ・看護記録等による情報共有の有無 「あり」83.4%、「なし」7.3%

○介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施するためのマニュアルの有無

「あり」80.5%、「なし」17.7%

○口腔内のたんの吸引等に関するヒヤリハット事例報告体制の有無

「あり」66.4%、「なし」32.7%

○口腔内のたんの吸引等の実施に関する緊急時の対応マニュアルの有無

「あり」74.7%、「なし」21.8%

○口腔内のたんの吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

「あり」83.2%、「なし」13.9%